

別紙

草津市高齢者の体力評価・運動プログラム
作成および利用業務仕様書

草津市

1. 業務名

草津市高齢者の体力評価・運動プログラム作成および利用業務

2. 目的

草津市（以下、「委託者」という。）が発注する草津市高齢者の体力評価・運動プログラム作成および利用業務（以下、『本事業』という。）について、必要な事項を定めるものである。

3. 業務内容

導入するシステムには、委託者が実施する介護予防に関する教室や地域の通いの場等で委託者が取得した対象住民の体力測定結果を評価・判定し、それぞれに適した個別の運動プログラムを作成する機能を有し、市民に運動機会の創出・継続を促すシステムとする。

4. 利用予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結日から令和8年6月22日までの間は、システム稼働の準備期間とするが、利用開始期間の詳細については、事業者決定後に双方で協議するものとする。

5. 基本要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) ブラウザソフトで動作するシステムであり、市が所有するパソコンで特段の設定変更等がなく利用できること。
- (2) 契約期間中は、24時間365日、常時利用できるようにすること（メンテナンス等を除く）と併せて、トラブル発生時には速やかに対応すること。
- (3) 画面表示及び切り替えは、ストレスなく行えること。
- (4) 利用者において、特別なソフトウェアを利用しなくても閲覧が可能で、市が実施する運動教室等で使用するパソコンおよびプリンターは受託者負担とし、持ち運びが可能であるとともに、外部環境でも通信ができること。
- (5) システム運用において専門的な知識や技術を極力必要としないものとする。
- (6) 受託者は、サーバ用のウイルス対策ソフトを購入し、自動更新により最新のパターンファイルが適用できるようインストールおよび設定をすること。
- (7) サーバの使用料並びにサーバOS、ウイルス対策ソフト、SSLおよびドメインの更新は、利用料に含め、受注者負担とする。
- (8) 1日1回、管理サイトの設定情報のバックアップを行い、前日から遡って過去7日分を保存すること。
- (9) 障害が発生した場合、発注者へ障害原因の分析および対応、結果報告を速やかに行なうこと。

(10) 各個人データが保存されるサーバは、ISMAP の認定を受けたサーバであること。

6. 機能

システムには、以下の機能を有していること。

(1) アカウント管理

システム管理者および利用者の登録が可能であり、ログイン ID、パスワードの管理ができること。(※システム利用者は、草津市長寿いきがい課職員および地域包括支援センター職員を想定しており、ログイン ID、パスワードを委託者と受託者で共有する。)

(2) 基本データ登録・編集・取り込み

対象住民の基本データの個別入力ができ、委託者で管理している対象の住民基本情報データについて、CSV 形式による一括取り込みができ、さらに、運動教室や地域サロンなど複数の場所での利用が可能なこと。また、測定結果の事後の登録が可能であること。

(3) 地区（学区）による管理

市民の情報に地区（学区）の情報も関連付けし、分析できること。

(4) 測定履歴の検索・閲覧

管理番号・氏名・年齢・住所・測定日・施設名・地区（学区）等で絞り込み検索ができること。また、対象者の測定数値、判定結果の履歴が閲覧できること。

(5) 測定結果の編集

個別の測定結果の登録編集・修正ができること。

(6) 測定値に合わせた測定結果の出力

測定値の結果判定出力と内容に合わせた評価コメントの表記ができること。

※判定評価については疫学的エビデンスに基づいているものであること。

(7) 測定結果に合わせた運動プログラムの出力

測定値に合わせた個別の運動プログラムをコメントやイラストで表記すること。

痛みを考慮し、増強しない等、ひとり一人に適した運動プログラムがサーバー内で AI 処理を行い自動生成できること。また、イラストで表記された運動について動画による説明や具体的な運動が確認でき、動画へのリンク（URL や二次元コード等）が出力物に表示されること。なお、運動プログラムについては、疫学的エビデンスに基づいているものであること。

(8) 測定項目

測定項目は以下の内容とすること

身長・体重・筋力・バランス・歩行速度・高齢者の身体の痛み等

(9) 帳票出力及びデータ出力

測定日当日の測定会場もしくは後日、対象者に手渡しできる測定値の評価判定および運動プログラムを用紙出力できること。

判定結果等のデータを CSV 形式にて出力が可能なこと。

- (10) 管理番号等にて管理し、同一人物の別会場での利用にも対応できること。
- (11) 運動メニューの二次元コードを読み取り、実写の動画を閲覧できるようにすること。
- (12) 測定値の評価基準に足腰年齢を表示すること。
- (13) 他自治体の実施状況等を情報提供すること。

7. 導入後のサポート

基本的な操作方法および機能に関する説明を発注者に対して実施し、以降、メールおよび電話による職員からの問い合わせに対して受付窓口（ヘルプデスクサービス）を設置すること。